

理 由 書

本市の新総合計画における「環境を守り自然と調和したまちづくり」の中で、「多摩丘陵の緑の保全と育成」が重要な施策に位置づけられていることから、市民の理解と協力により、まとまりのある緑の保全に努めています。また、平成20年3月に改定された「緑の基本計画」においては、市域の骨格を形成する多摩丘陵を始めとする自然的環境資源の保全を着実に進めていくこととしており、市域に残る樹林地のうち、無秩序な市街化を防止するための緑地、社寺林、風致景観に優れている緑地、動植物の生息地として保全を図る緑地などについて、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく緑の保全地域などの手法を活用しながら、市域に残された貴重な樹林地の保全を進めています。

本案の「黒川伏越特別緑地保全地区」は、麻生区黒川に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は農業振興地域内に位置し、周辺の里地景観を構成する要素の一つとして、優れた景観を形成するとともに、三沢川と農地に隣接していることから、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号口に該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。

本案の「栗木山王山特別緑地保全地区」は、麻生区栗木と東京都町田市との市境に位置しており、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は市街化調整区域内にあり、農地と周辺の樹林地が一体となった田園景観の構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1

項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。

本案の「五力田寺谷戸特別緑地保全地区」は、麻生区五力田に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は周辺の里地景観を構成する要素の一つとして、優れた景観を形成するとともに、谷戸地形を構成し、多様な動植物の生育・生息空間となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号ロに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。

本案の「柿生の里特別緑地保全地区」は、麻生区上麻生に位置し、広域的な緑のネットワークを形成する多摩丘陵を構成する緑地となっています。また、当地区は市街化区域内にあり、隣接する「おっ越し山緑の保全地域」「麻生山浄慶寺緑の保全地域」と一体となって多摩丘陵の尾根線を形成し、柿生地区に残された郷土景観の重要な構成要素となっています。以上のことから、都市緑地法第12条第1項第3号イに該当し、かつ、住民の健全な生活環境を確保するために必要なものとして、都市計画決定をしようとするものです。